

会報

2011
11

宮崎県建設業協会機関誌

Monthly Association Construction Industry NEWS

No.445

東日本大震災により被災された皆様に衷心よりお見舞いを申し上げます。
皆様の安全と被災地の一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。



埋却作業①



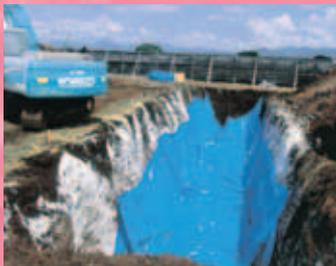
埋却作業②



埋却作業③



埋却作業④



埋却作業⑤



埋却作業⑥



埋却作業⑦



埋却作業⑧

実施支部：西都地区建設業協会

防疫等作業	主な重機使用・人員 (延べ数)	口蹄疫	鳥インフルエンザ
埋却作業	バックホウ (台)	624	71
	ダンプ・キャリア (台)	354	-
	ユニック・アルミトラック (台)	42	-
	タイヤショベル (台)	54	-
	フォークリフトほか (台)	127	-
	発電機 (台)	223	-
	バルーンライト(照明器具) (台)	182	-
	鉄板 (枚)	5,204	-
	オペレーター (名)	477	-
作業員 (名)	40	-	
消毒作業	消毒ポイント作業員 (名)	60	91

写真：宮崎県建設業協会 提供

22年度 宮崎県建設業協会

口蹄疫・鳥インフルエンザ防疫対策、新燃岳降灰清掃等作業

昨年より、未曾有の被害をもたらした災害について、本県の復興・再建に向けても忘れてはならないことである。その意味においても、建設業の防疫対策・降灰除去作業を振り返ることとしたい。

 (社)宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

HP : <http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

E-mail : info@miyazaki-kenkyo.or.jp

目 次

◇平成23年11、12月行事予定	1
◇県協会HP・会員専用サイト掲載項目案内（10月分）	2
◇県協会 会員の動き	2
◇宮崎県建設業協会	
1. 第7回常務理事会を開催	3
2. 第6回県土整備部との意見交換会を開催！	4
3. 自民党県議団との意見交換会を開催！	4
4. 下請債権保全支援事業の拡充・延長について	5
5. 地域建設業経営強化融資制度の拡充・延長について	5
◇雇用改善コーナー	
1. （独）雇用・能力開発機構の廃止に伴う各種助成金申請先変更について	6
◇技士会	
1. 「監理技術者講習会」のお知らせ	7
2. 「コンクリート関連技術研修会」の開催について（ご案内）	7
3. 継続学習制度（CPDS）について	7
◇建退共	
1. 平成23年度建退共制度普及協力事業所に対する理事長表彰を伝達	8
2. 建退共宮崎県支部の概要	8
3. 建退共宮崎県支部取扱状況（9月分）	9
◇厚生年金基金	
1. 事業概況（9月分）	9
◇建災防	
1. 「木造家屋建築工事現場の安全パトロール」の実施について！	10
2. 住宅建築工事に対する県下一斉監督指導の実施結果について（宮崎労働局発表）	10
3. 「宮崎県最低賃金の改定」について（宮崎労働局からのお知らせ）	11
◇火薬保安協会	
1. 平成23年度火薬類取扱保安責任者等試験結果	12
2. 全国火薬類保安協会第19期「登録講師」名簿について	12
3. 講習会の日程について	12
◇保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（9月分）	13
2. 中間前金払制度のご案内	14
◇試験・研修等のご案内	
1. 平成23年度（下期）1～4級建設業経理検定試験のご案内	15
◇（財）建設業福祉共済団からのお知らせ	19

平成23年11月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火災協会・保証会社
1	火	全国建設業協会 全国建設労働問題連絡協議会（東京）		
2	水	宮崎県建設業協会事務局長会議 全国技士会国土交通省との意見交換会（東京）	基金平成23年度年金運用説明会（福岡）	
3	㊤	文化の日	文化の日	文化の日
4	金	宮崎県建設業協会現場見学会（宮崎工業高校）		
5	土			
6	㊤			
7	月			
8	火			
9	水	宮崎県建設業協会青年部連合会常任理事会		
10	木	宮崎県建設業協会常務理事会・県土整備部との意見交換会 宮崎県建設業協会現場見学会（延岡工業高校）	企業年金連合会第2回常務理事・運営責任者セミナー（兵庫）	火災類保安講習（西都）
11	金	建設雇用改善県知事表彰（知事室）	ローラー運転業務特別教育（12日まで清武）	
12	土			
13	㊤			
14	月	宮崎県監査委員監査（協会） 宮崎県建設業協会現場見学会（日向工業高校） 建設業協会事業就業体験（都城工業） 技士会JCM特別セミナー		
15	火	九州建設業協会長と九州地方整備局幹部との意見交換会（鹿児島）	建災防全国事務局長会議（東京） 基金九総協監事監査研修会（福岡） 振動工具取扱作業従事者安全衛生教育（延岡）	
16	水	宮崎県建設業協会・宮崎県建設産業団体連合会建設雇用改善推進表彰式 監理技術者講習	宮崎県産業安全衛生大会（佐土原） 基金納入告知書発送	
17	木	九州建設業協会技術担当職員研修会（熊本）	職長・安全衛生責任者教育（18日まで清武）	
18	金		基金九地協事務職員研修会（福岡）	
19	土			
20	㊤			
21	月			
22	火			
23	㊤	勤労感謝の日	勤労感謝の日	勤労感謝の日
24	木	九州建設業協会専務・事務局長会議並びに西日本建設業保証㈱との意見交換会（長崎）	車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習（25日まで清武）	
25	金	全国建設業協会正・副会長会議、理事会、全国会長会議（東京） 九州技士会会長会議（福岡） 県議会11月定例会開会（12/13まで）	基金九地協宮崎部会役職員研修会（延岡）	全建協連事務局長会議（東京）
26	土			
27	㊤			
28	月	全国建設青年会議全国大会（東京）		
29	火		低圧電気取扱業務特別教育（清武）	
30	水	技士会コンクリート関連技術者研修会		保証会社取締役会・参与会（大阪）

平成23年12月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火災協会・保証会社
1	木		職長・安全衛生責任者教育(2日まで延岡)	
2	金			
3	土			
4	日			
5	月			
6	火			
7	水		建災防木造建築パトロール	
8	木	九州建設業協会総務・経理担当職員研修会(大分)		火災保安講習(宮崎)
9	金		高所作業車運転技能講習(11日まで清武)	
10	土			
11	日			
12	月			
13	火	宮崎県建設業協会常務理事会並びに県土整備部との意見交換会県議会11月定例議会閉会		
14	水			
15	木	全国技士会事務局長実務担当者合同会議(東京)		
16	金	宮崎県建設業協会青年部連合会と県土整備部との意見交換会	基金納入告知書発送 基金九地協宮崎部会役職員・事務職員合同研修会	
17	土			
18	日			
19	月			
20	火			
21	水	全国建設業協会正・副会長会議・理事会並びに国土交通省との意見交換会(東京)	災防団体連絡協議会(宮崎)	
22	木			
23	金	天皇誕生日	天皇誕生日	天皇誕生日
24	土			
25	日			
26	月			
27	火			
28	水	仕事納め	仕事納め	仕事納め
29	木			
30	金			
31	土			

県協会ホームページ・会員専用サイト掲載項目案内(10月分)

【ホームページ】

	項 目	所 管	形 式
1	平成23年度(下期:24.3.11)第11回建設業経理士(1・2級)・第31回建設業経理事務士(3・4級)のご案内	建設業振興基金	HTML
2	平成23年度「宮崎県自然豊かな水辺の工法研究会第3回研修会」(11.24,25)のご案内	大淀川流域ネットワーク	HTML
3	建設物価調査会主催「10.19下水道工事積算実務講習会」のご案内(熊本市開催)	建設物価調査会	PDF
4	平成23年度青年部連合会延岡大会 中澤宮崎大学教授 講演資料	宮崎県建設業協会青年部連合会	PPTX PDF

上記文書をご覧になる場合は、予め会員の皆様方に通知しておりますID及びパスワードが必要となります。
当協会ホームページアドレスにつきましては、会報表紙をご覧ください。

県協会 会員の動き(9月1日~30日)

【退 会】

地区名	会社名	代表者名
都 城	(株)野崎組	野崎 義成

宮崎県建設業協会

1. 第7回 常務理事会を開催

平成23年10月11日(火)午後1時30分、県建設会館2階「委員会室」において全役員出席のもと開会され、開会の挨拶として、永野会長より「第3次補正予算12兆円の内、国交省要求分1兆2千億円で被災地の復旧・復興費8,500億円、地方公共団体が行う防災対策事業に1,100億円、逆算すると宮崎県へは10億円程度となる。来年度予算要求については10%マイナス要求枠であるが、国交省は特別枠として日本再生重点化措置で105%要求した。建設業界のパワーを示してほしいと要請があった。先週広島市であった建災防全国大会で仁科会長が表彰され、大変喜ばしいことだ。」と述べられ、引き続き、永野会長が議長となって議事進行を行った。

議題については次のとおり



常務理事会

議題1 平成23年度建設雇用改善推進表彰推薦について

11月は建設雇用改善推進月間であり、11月16日に県建設会館で表彰式を計画し、建設業協会会長表彰を11件（優良事業所3社、役員功労者3名、若年功労者5名）、建産連会長表彰4件（優良事業所3社、役員功労者3名）の推薦依頼をすることについて協議され、全会一致で承認された。

議題2 県産業開発青年隊創立60周年記念大会支援について

10月28日に予定されている60周年記念式典等行事の支援要請があり、50周年記念行事の際は200万円支援していることを説明した。今回は協議の結果、県協会が要請額50万円を助成することで決定した。

議題3 口蹄疫復興宝くじの発売と購入の協力について

県総務部長が来社し県協会会長に直接依頼があったもので、10月15日から25日までの11日間と短い期間であるが、口蹄疫からの復興支援の一助にするためであり、全常務理事の了承が得られ各地区協会へ文書で依頼し、会員へ周知を図ることで決定された。

議題4 T P P交渉参加反対宮崎県民集会参加要請について

10月16日、宮崎市宮崎中央公園で3,000人規模の県民集会が計画されており、経済団体協議会のメンバーとして参加することが計画されている旨報告した。なお、当日は、午後1時から自民県連主催の政経セミナー2011が県立芸術劇場で開催されるため、合わせて、T P P集会にも参加することで了承された。

議題5 平成23年度第2回宮崎県家畜防疫演習の開催について

10月15、16日において、県が全市町村対象に開催予定の家畜防疫演習について情報提供し、基本的には県と市町村の机上演習ということであることを報告した。地区協会は市町村からの協力要請がある場合は協力することになった。

議題6 商工会議所が行う署名活動の協力依頼について

商工会議所が中心に経済団体協議会連名で九州自動車道及び九州中央自動車道の早期完成と道路整備予算の確保の署名活動を行うことを報告し、本会も積極的に協力していくことで承認され、署名については、各地区管内の商工会議所にそれぞれ提出することで決定した。

議題7 次回常務理事会について

先の正・副会長会議で11月10日13:30からと協議したところであるが支障はないかを諮り、堀之内会長から欠席すると意思表示があったが、10日で開催することで了承された。

また、12月の常務理事会についても、13日に開催することで決定され、県土整備部との意見交換会並びに反省会を開催することで承認された。

午後2時50分、すべての議題を協議し、終了した。

2. 第6回県土整備部との意見交換会を開催！

常務理事会に引き続き5階「会議室」において、15時から16時15分まで県土整備部との意見交換会を開催した。

○県土整備部出席者

管理課：江藤課長、奥課長補佐
河野主幹、申間主幹

技術企画課：満留課長、駒松課長補佐
奥松主幹、梅下主幹、日高主査

○主な意見交換議題（協会からの提案議題）

- 1) 工事減少傾向における下位等級との混合など緊急経済雇用対策の運用について
- 2) 業務の執行に係る出先機関の長の権限強化について
- 3) 将来の若年技術者の育成について
- 4) 配置予定技術者の評価より企業力としての評価ウェイトの重点について
- 5) 国直轄工事と県工事での工事成績評価点の開きについて
- 6) 建設工事等の入札参加資格の認定にいたる経過について



会長挨拶



管理課長挨拶

3. 自民党県議団との意見交換会を開催！

本年度第1回目となる本会と自由民主党県議団との意見交換会を開催した。

今回は、初顔合わせの会合となるため、自由討議による意見交換会として、24名の県議団から23名が出席され、有意義な会合となった。

次回から本格的な意見交換会を行うこととなる。



永野会長挨拶

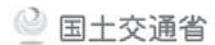


県議団との意見交換会

4. 下請債権保全支援事業の拡充・延長について

下請債権保全支援事業の拡充・延長

平成22年度補正予算



保証の対象となる元請建設企業に係る要件の緩和、下請契約締結時から保証を受けることができる新たな保証方式(保証枠方式)の導入など内容を拡充。事業期間を平成23年度末まで延長。

主な拡充内容

- 元請建設企業に係る要件の緩和
(改正前)保証を開始する年度又は前年度に公共工事の受注実績があること。
(改正後)上記公共工事の受注実績があること、又は、
保証を開始する日において有効な経営事項審査(※)を受けていること。
(※)保証開始日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に受審していること。
- 保証枠方式の導入
(改正前)下請建設企業等が手形等を受け取ったときから、当該手形等に係る債権について、保証を受けることが可能
(改正後)上記既存の保証方式に加え、下請契約を締結した時から、当該下請契約に基づく工事請負金額の範囲内の債権について、保証を受けることが可能(※)
(※)既存の保証方式により保証を受けられない場合(債権額を確認できない場合)に保証枠方式の対象となる。
- 元請・下請に係る保証限度額の引上げ
保証ファクタリング事業者ごとの元請・下請1社当たりの保証限度額は、
(改正前)元請建設企業 5億円 ・ 下請建設企業等 3億円又は6億円
(改正後)元請建設企業 6億円 ・ 下請建設企業等 6億円

事業期間の延長

- 保証を開始する期限は、平成24年3月31日までとする。

5. 地域建設業経営強化融資制度の拡充・延長について

地域建設業経営強化融資制度の拡充・延長

平成22年度補正予算



融資の対象工事に公益的民間工事を追加。事業期間を平成23年度末まで延長。

主な拡充内容

- 融資の対象となる工事の追加
(改正前)公共工事(※)
(※)経営事項審査の対象となる工事、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第2項に規定する公共工事等
(改正後)公共工事に加え、病院、福祉施設、PFI等の社会全体の効用を高める施設に関する民間工事(※1)を対象とする(※2)。
(※1)公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第1項に規定する公共工事等(上記の公共工事に該当するものを除く)
(※2)発注者は、工事の出来高が、前払がなされた金額以上に到達したと認められる日以降に債権譲渡の承諾を行うものとする(前払制度を導入している場合)。
- 制度の一層円滑な運用を図るため、債権譲渡契約証書様式の一部を改める。

事業期間の延長

- 融資を開始する期限は、平成24年3月31日までとする。

雇用改善コーナー

(事業主の方へ)

(独)雇用・能力開発機構の廃止に伴い 各種助成金の申請先が変わります!

(独)雇用・能力開発機構の廃止に伴い、これまで機構の各都道府県センターで取り扱っていた以下の助成金の相談・申請窓口が、平成23年10月1日から、各都道府県労働局に変更となります。

※ 平成23年9月30日までは、これまでどおり、(独)雇用・能力開発機構各都道府県センターで相談・申請を受け付けています。

対象となる助成金

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| (1)中小企業人材確保推進事業助成金(※) | (7)キャリア形成促進助成金 |
| (2)中小企業基盤人材確保助成金(※) | ・訓練等支援給付金 |
| (3)中小企業人材能力発揮奨励金(※) | ・中小企業雇用創出等能力開発助成金(※) |
| (4)中小企業職業相談委託助成金(※) | ・職業能力評価推進給付金 |
| (5)建設雇用改善推進助成金 | ・地域雇用開発能力開発助成金 |
| (6)建設教育訓練助成金 | |

※ 中小企業労働力確保法に基づく「改善計画」は、平成23年10月1日以降も引き続き、各都道府県の担当窓口へ提出してください。助成金の実施計画認定申請・支給申請等の提出先が、平成23年10月1日から各都道府県労働局に変更となります。

(平成23年10月1日以降の相談・申請先)

宮崎労働局職業安定部職業対策課
「助成金申請受付コーナー」

〒880-0805

宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階

電話 0985-38-8824 ファックス 0985-38-8829



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク



LL230906開発01

技 士 会

1. 「監理技術者講習会」のお知らせ

平成23年度の「監理技術者講習会」の今後の日程についてお知らせします。
下記のとおり、後2回計画しております。更新時期にきている方は、都合のいい日を選んで必ず受講してください。

日 程	会 場
平成23年11月16日（水）	宮崎県職業能力開発協会（宮大前）
平成24年2月8日（水）	宮 崎 県 建 設 会 館

※お問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会 （TEL 0985-31-4696）

監理技術者とは、

発注者から直接、公共工事を請け負い、そのうち、総額3,000万円以上を下請け契約して工事を施工する場合（土木）は、監理技術者を工事現場に置かなければなりません。

監理技術者は、常に最新の法律制度や技術動向を把握する必要があることから、現行の建設業法では、監理技術者講習を修了した日から5年を経過することのないように国土交通大臣に登録された監理技術者講習会を受講し、講習会修了証を携帯しなければならないことになっております。

また、講習会修了証とは別に監理技術者資格証の交付を受ける必要があります。

2. 「コンクリート関連技術研修会」の開催について（ご案内）

宮崎県生コンクリート工業組合・(社)宮崎県建設業協会との共催で下記のとおり研修会を計画しております。CPDS認定講習で6ユニットを取得できます。

研 修 名	コンクリート関連技術者研修会
日 時	平成23年11月30日（水） 10：00～17：00
場 所	宮崎県建設技術センター 3階大会議室
定 員	120名
参 加 費	会員 3,000円 非会員 4,000円
申し込み	宮崎県生コンクリート工業組合

3. 継続学習制度（CPDS）について

CPDSは土木施工管理技士に必要な技術力の向上のために加入者が講習会などで学習した場合に学習した記録（学習履歴）を連合会に登録し、必要な時、連合会が学習履歴証明書を発行するシステムです。

会員は、(社)全国土木施工管理技士会連合会（JCM）のホームページから、新規加入したときに発行される個人ID（CPDS登録番号）とパスワードでログインします。この2つがないと会社名の変更や学習履歴の登録・学習履歴申請ができないので大切に保管し、いつでも分かるようにしておいてください。

また、技士会非会員の方で新たに技士会に入会された方は、所属技士会の入力をお願いします。

学習履歴申請等で手続き料金が必要な場合は、一括送金システムになっております。手続きについては、個人IDでログインするとトップページにできますので、指示に従って進めてください。

建退共

1. 平成23年度建退共制度普及協力事業所に対する理事長表彰を伝達

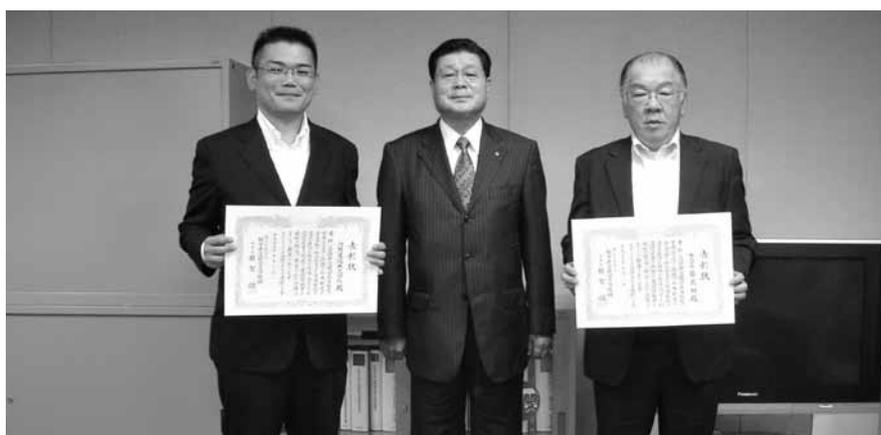
平成23年度における建退共制度の普及、協力事業所に対する（独）勤労者退職金共済機構理事長表彰を10月11日（火）宮崎県建設会館会長室で行い、建退共宮崎県支部長である永野宮崎県建設業協会長が伝達しました。

受賞された事業所は次のとおりです。

- ・延岡市北川町長井（株）盛武組（代表取締役 盛武一則）
- ・西米良村大字村所 河野建設（株）（代表取締役 河野孝文）

《受賞の理由》

両社とも、退職金共済制度の意義を理解し、自社において対象労働者への手帳交付など本制度の適正実施に努めるとともに、機会あるごとに制度への加入の促進に努力している。



2. 建退共宮崎県支部の概況

- ① 建退共加入企業数
3,149社（9月末現在）
- ② 被共済者数（手帳を持っている労働者）
47,504名（9月末現在）
- ③ 退職金の支払い状況（22年度）
支払い件数 1,328件
支払総額 10億5,777万円
一人あたり 約80万円
（最高は671万円）



3. 建退共宮崎県支部取扱状況（9月分）

建退共宮崎県支部

区分 月別	共 濟 契約者数	被共濟者数	区分 月別	手帳更新 状 況	退職金支給状況		掛金収納状況
					冊	件	千円
8月末計	社 3,147	名 47,519	前年度累計	383,187	42,893	25,226,016	111,859,531
加 入	5	108	当 月 分	496	131	77,744	56,436
脱 退	3	123	本 年 度 分	4,264	780	615,313	232,468
9月末計	3,149	47,504	累 計	387,451	43,673	25,841,329	112,091,999

厚生年金基金

1. 事業概況（9月分）

1. 適用

（平成23年9月末現在）

設立事業所数	加 入 員 数		
	男	女	計
339社	3,676	573	4,249

（人）

2. 給付

裁定状況

（平成23年9月末現在）

	当 月 分		年 度 累 計	
	件数	金 額	件数	金 額
第1種退職年金	2	937,500	50	27,165,400
第2種退職年金	18	4,229,000	108	23,502,500
選択一時金	9	6,400,800	39	28,534,100
脱退一時金	8	1,719,100	82	14,173,800
遺族一時金	1	753,500	4	2,262,300

（円）

3. 年金経理（保有資産・時価）

（平成23年9月末現在）

信 託 資 産	12,600,720,884 円
合 計	12,600,720,884 円

建 災 防

1. 「木造家屋建築工事現場の安全パトロール」の実施について！

宮崎県木造家屋建築工事安全対策委員会は、11月～12月を「木造家屋建築工事の労働災害防止強調期間」として、この期間中、各労働基準監督署及び各地区木造家屋建築工事完全対策委員会による木造家屋建築工事現場の安全パトロールを実施し、労働安全衛生法に基づいた改善指導を行います。

平成19年の11月に木造家屋建築工事現場において、墜落災害によって会員事業場の従業員が死亡されています。

また、一昨年6月には、足場・架設通路・及び作業構台に関する労働安全衛生規則が改正されています。

会員事業場の皆様方の木造家屋建築工事現場においては、「点検資格を有する点検実施者」による「足場等の安全点検」を確実に実施して頂いて、「危険ゼロで労働災害のない明るい職場」の形成をお願いします。

「重点的点検項目」

- イ 各種作業主任者の選任と職務遂行状況
- ロ 足場、脚立、はしご等の墜落・転落災害防止措置状況
- ハ 丸ノコ等木材加工用機械の接触予防装置の状況
- ニ 電気機械器具等の感電防止措置状況
- ホ 保護帽、安全帯の着用状況

2. 住宅建築工事に対する県下一斉監督指導の実施結果について（宮崎労働局発表）

宮崎労働局（局長小林泰樹）においては、木造家屋等低層住宅建築工事（以下「住宅建築工事」という。）に対して、7月4日（月）から7月8日（金）までの5日間を「住宅建築工事に対する一斉監督実施期間」として、宮崎、延岡、都城の3つの労働基準監督署で

- ・安全な足場や作業床の確保等墜落防止措置の徹底
- ・保護帽（ヘルメット）の着用の徹底

等を重点に監督指導を実施いたしました。

その結果、6割の住宅建築工事現場で、足場や作業床からの墜落による危険を防止するための措置がなされていない等の労働安全衛生法違反が認められました。

当局管内の住宅建築工事に係る死亡災害は、平成16年以降は発生していないものの、昨年の休業4日以上労働災害の件数は前年に比較して約4割増加し、これらの災害のうち約4割が死亡災害につながるおそれの高い墜落・転落災害となっております。

平成23年7月4日から7月8日までの5日間に宮崎労働局管内で監督指導を実施した宮崎県内の住宅建築工事68現場のうち、6割の41現場で何らかの労働安全衛生法違反が認められ、このうち8現場に対して作業停止、立入禁止等の行政処分を行いました。

41現場で認められた労働安全衛生法違反を事項別にみると次表のとおりです。

【一斉監督指導期間中の違反の内容】

違反事項	件数	比率 (%)
足場・はしご等の墜落・転落防止措置等の未整備	95	65.5
木材加工用機械の接触予防装置等の未整備	14	9.7
足場の最大積載荷重等の非表示	14	9.7
木造建築物の組立等作業主任者の未選任、氏名等の未周知	12	8.3
保護帽（ヘルメット）の未着用	6	4.1
その他	4	2.8
合計	145	100.0

（注）現場によっては、複数の法違反事項があり、法違反事項件数計と法違反現場数は一致しない。

68の工事現場で認められた安全衛生法違反事項は延べ145件であり、このうち死亡や重篤な結果につながりかねない墜落・転落災害に関する事項が95件で、違反事項全体の6割強を占めており、施工業者の法令遵守意識の向上が求められます。

なお、「足場先行工法」（家屋の建方作業開始前に足場の設置を行い、安全な足場を確保しつつ施工する工法）は、監督指導を実施した68現場のうち55現場（80.1%）で実施されておりましたが、同工法は、墜落・転落災害の減少を図るために有効であることから、さらなる普及定着が必要と考えられます。

宮崎労働局では、今回の一斉監督指導結果を踏まえ、住宅建築工事における労働安全確保がさらに図られるよう、指導等に取り組むこととしております。

住宅建築工事に対する一斉監督指導の実施結果

違反、指導の内容	件数	比率 (%)
足場作業床（わく組以外）に手すり等に加え、中さん等がない。	26	17.9
足場作業床に幅木、メッシュシート等の物体の落下防止措置をとっていない。	23	15.9
木材加工用機械の歯の接触予防装置などが有効な状態で使用されるよう、点検及び整備をしていない。	14	9.7
足場の最大積載荷重を定め、表示していない。	14	9.7
足場に壁つなぎ、又は控えを設けていない。	10	6.9
木造建築物の組立等作業主任者の氏名及び職務を関係労働者に周知していない。	9	6.2
足場作業床の端、開口部について、手すり、囲い等がない。	8	5.5
足場作業床の幅が40cm以上ない。	7	4.8
移動はしごに転位防止等の必要な措置がない。	7	4.8
労働者に保護帽を着用させていない。	6	4.1
足場の建地の滑動、沈下を防止するための措置がしていない。	4	2.8
高さ1.5mを超える箇所の作業で、安全に昇降するための設備がない。	4	2.8
木造建築物の組立等作業主任者の選任、職務の遂行がない。	3	2.1
足場の設置が困難な場合に、防網を張り、労働者に安全帯を使用させていない。	3	2.1
足場床板の転位防止を講じていない。	2	1.4
元請として下請への措置（法29条）	2	1.4
架空電線に接触することによる感電危険防止の措置がない。	1	0.7
資格証の携帯をしていない。	1	0.7
高さ2m以上の場所における作業で、作業床が確保されていない。	1	0.7
合計	145	

3. 「宮崎県最低賃金の改定」について（宮崎労働局からのお知らせ）

宮崎県最低賃金が時間額646円に改正

宮崎県最低賃金は、本年11月2日から、「時間額646円」に改正されることになりました。

最低賃金は臨時、パート、アルバイトを含む宮崎県内で働くすべての労働者に適用されます。

[問合せ先]

宮崎労働局労働基準部 賃金室

電話 0985-38-8836

火薬保安協会

1. 平成23年度火薬類取扱保安責任者等試験結果

本年8月28日（日）宮崎サザンビューティ美容専門学校において実施した、甲種・乙種火薬類取扱保安責任者及び製造丙種の知事試験の結果は下記のとおりでした。

宮崎県関係は、37名が合格！！おめでとうございます。

合格者は、早めに知事宛（県・消防保安課）に免状の交付申請を行い、免状の交付を受けてください。

なお、火薬類作業従事者は免状の写しを添付し、火薬保安協会へ保安手帳の交付申請を行い、火薬類保安手帳（黒手帳）の交付を受けてください。

☆ 県内の状況

区分	甲種取扱責任者	乙種取扱責任者	丙種製造責任者	計
受験者数	69	37	2	108
合格者数	21	16	0	37
合格率	30.4%	43.2%	0%	34.3%

☆ 全国の状況

区分	甲種取扱責任者	乙種取扱責任者	丙種製造責任者	計
受験者数	2,491	1,004	144	3,639
合格者数	1,127	509	77	1,713
合格率	45.2%	50.7%	53.5%	47.1%

☆ 県内合格者の養成講習受講状況

区分	養成講習受講者	養成講習未受講者	計
受験者数	32	76	108
合格者数	18	19	37
合格率	56.3%	25.0%	34.3%

◎ 県内の過去3年間の合格率一覧

年度別	甲種取扱責任者	乙種取扱責任者	丙種製造責任者	計
平成23年度	30.4%	43.2%	0%	34.3%
平成22年度	46.3%	30.8%	0%	41.5%
平成21年度	56.4%	44.4%	16.7%	52.0%

※合格率が年々低下しています。来年度は、この低下にぜひ歯止めをかけていただくよう受験予定者に対するご指導をお願いします。

2. 全国火薬類保安協会第19期「登録講師」名簿について

この度、平成23年10月1日から2年間、宮崎県の第19期登録講師として下記の方が委嘱されましたのでお知らせします。

(1) 産業火薬等保安管理技術講師

氏名	勤務先	備考
秋丸 進	無職（元熊本大学）	再委嘱
黒木 和弘	カヤク・ジャパン	再委嘱
松岡 秀之	カヤク・ジャパン	再委嘱
石崎 洋市	カヤク・ジャパン	新規委託

(2) 法令講師

氏名	勤務先	備考
秋丸 進	無職（元熊本大学）	再委嘱

3. 講習会の日程について

本年の残りの講習会日程は次のとおりです。保安手帳の有効期限を確認し、講習受講の必要な方は、当協会への受講申込を急いで行ってください。

(1) 責任者及び従事者保安講習会

月日	曜	開催地	講習会場	講習時間
11月10日	木	西都市	西都建設会館	13:00～17:00
12月8日	木	宮崎市	宮崎県建設会館	13:00～17:00

(2) 再教育講習会

月日	曜	開催地	講習会場	講習時間
12月8日	木	宮崎市	宮崎県建設会館	10:00～17:00

火薬事故 ヒヤリハットじゃすまないぞ 基本に返り安全作業

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（9月分）

西日本建設業保証(株)
宮崎支店

I. 全般の状況

（単位：件、百万円）

	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
平成23年度	430	▲3.8%	13,942	4.5%	1,754	▲1.9%	62,462	▲13.8%
平成22年度	447	▲36.5%	13,347	▲40.6%	1,788	▲24.2%	72,470	▲12.2%
平成21年度	704	54.7%	22,471	37.3%	2,358	17.5%	82,518	14.1%

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年と同期比。以下同じ。

II. 発注者別の状況

（単位：件、百万円）

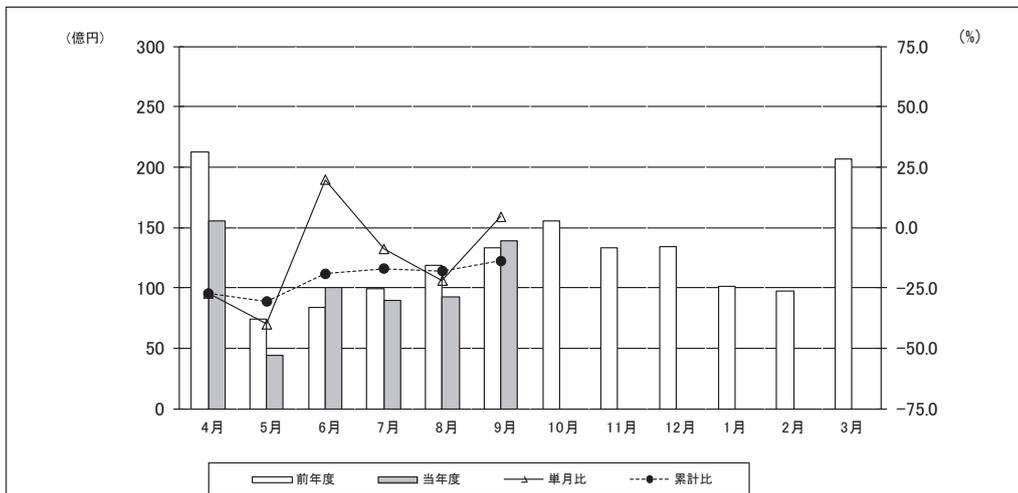
	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増減率	構成比	件 数	請負金額	増減率	構成比
国	49	3,228	119.8%	23.2%	168	15,487	▲8.7%	24.8%
独立行政法人等	7	2,819	178.2%	20.2%	30	10,293	2.5%	16.5%
県	160	3,818	▲32.4%	27.4%	587	15,990	▲24.3%	25.6%
市 町 村	209	3,891	▲23.1%	27.9%	952	18,913	▲13.7%	30.3%
そ の 他	5	184	20.6%	1.3%	17	1,777	▲26.9%	2.8%
計	430	13,942	4.5%	100.0%	1,754	62,462	▲13.8%	100.0%

III. 地区別の状況

（単位：件、百万円）

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増減率	構成比	件 数	請負金額	増減率	構成比
宮 崎	96	4,514	104.4%	32.4%	395	13,141	▲14.6%	21.0%
高 岡	14	227	▲43.9%	1.6%	76	1,176	▲14.3%	1.9%
西 都	22	320	▲62.7%	2.3%	72	1,814	▲29.2%	2.9%
高 鍋	29	1,661	15.0%	11.9%	93	5,645	▲9.7%	9.0%
日 南	21	257	▲80.7%	1.8%	128	2,443	▲28.9%	3.9%
串 間	21	463	85.8%	3.3%	71	1,371	59.6%	2.2%
都 城	50	1,094	82.9%	7.9%	214	6,027	22.3%	9.7%
小 林	51	1,239	7.7%	8.9%	169	3,918	▲59.3%	6.3%
日 向	43	1,289	▲22.6%	9.3%	227	11,483	▲1.2%	18.4%
延 岡	44	2,101	46.9%	15.1%	200	13,633	14.7%	21.8%
西 臼 杵	39	772	▲61.3%	5.5%	109	1,807	▲60.2%	2.9%
計	430	13,942	4.5%	100.0%	1,754	62,462	▲13.8%	100.0%

< 月別請負金額（前払保証分） >



2. 中間前金払制度のご案内

中間前金払制度とは、建設企業の資金需要への確に対応することを目的として、当初の前払金40%に加え、更に20%の前払金を請求することができる制度です。

<制度採用発注者>

宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、小林市、西都市、串間市、美郷町、高鍋町、三股町、高千穂町、日之影町、都農町、木城町、椎葉村、国土交通省、農林水産省など。

※平成23年9月に串間市が制度採用しました。

<請求可能時期>

工期の2分の1を経過し、かつ工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が終了し、工事の出来高が50%以上となったとき。

<中間前払のメリット>

- ① 簡単な手続で工事代金が早く受け取れます。
- ② 一括現金払出のため、迅速な支払ができます。
- ③ 保証料が一律0.065%と格安です。

例：中間前払金1,000万円の場合、保証料はわずか6,500円です。

<保証申込時に必要な書類>

1. 保証申込書
2. 使途内訳明細書（「既済部分の材料費・労務費」として一括現金計上）
3. 認定調書（通知書）の写し

※ 認定調書とは、その工事が中間前払の支出要件を満たしていることを発注者が証明する書類です。中間前払金を請求可能な時期になりましたら「中間前金払認定請求書（申請書）」に「工事履行報告書」を添えて発注者に提出して下さい。発注者より「認定調書（通知書）」が発行されます。

平成23年度宮崎県内の中間前払保証実績（9月末現在）

（単位：件、千円）

発注者	件数	請負金額	増減率（件数）	増減率（請負金額）
宮崎県	80	3,804,275	27.0%	39.7%
宮崎市	19	503,268	18.8%	▲ 65.3%
都城市	8	599,403	700.0%	6637.8%
延岡市	10	202,557	▲ 23.1%	▲ 69.8%
小林市	3	29,662	—	—
西都市	2	18,427	100.0%	▲ 53.3%
美郷町	1	29,274	—	—
その他	1	100,357	▲ 75.0%	▲ 95.0%
計	124	5,287,226	25.3%	▲ 37.0%

試験・研修等のご案内

1. 平成23年度（下期）1～4級建設業経理検定試験のご案内

財団法人建設業振興基金では、建設業会計知識の普及および処理能力の向上を目的として、建設業会計に関する検定試験を実施しています。このうち1級・2級は登録経理試験（建設業法施行規則第18の3）として、3級・4級は当財団独自の検定試験として施行しており、各々の名称は「建設業経理士検定試験（1級・2級）」、「建設業経理事務士検定試験（3級・4級）」となっています。

なお、公共工事に入札しようとする企業が受審しなければならない経営事項審査（建設業法第27条の23）においては、「公認会計士等の数」で1級および2級建設業経理士を、「監査の受審状況」で1級建設業経理士を評価しているため、建設業界では大変意義深い資格試験として取り扱われています。

さて、平成18年の法令改正に伴い、1級科目合格の有効期限（5年）が設けられました。平成17年度までの1級科目合格は、第9回建設業経理士検定試験の合格発表後は消滅いたしますので、是非この機会にお申し込みいただきますようご案内申し上げます。

平成17年度までの1級科目合格は、第9回試験をもって、その有効期限をむかえます。

1. 試験日程

下期試験：第9回建設業経理士検定試験（1級・2級）

第30回建設業経理事務士検定試験（3級・4級）

受験申込受付期間 平成23年11月10日（木）～11月30日（水）〔消印有効〕

※申込書配布期間：平成23年10月25日（火）～11月30日（水）

試験日 平成24年3月11日（日）

合格発表日 平成24年5月10日（木）

2. 受験資格

どなたでも、希望の級を受験することができます。

3. 試験の内容及び程度

各試験級の内容及び程度は下表のとおりです。なお、1級は原価計算、財務諸表、財務分析の3科目から成る科目合格制をとっており、有効期限内に3科目全てに合格すると1級資格者となります。

級別	内 容	程 度
1 級	建設業原価計算、財務諸表論及び財務分析	上級の建設業簿記、建設業原価計算及び会計学を修得し、会社法その他会計に関する法規を理解しており、建設業の財務諸表の作成及びそれに基づく経営分析が行えること。
2 級	建設業の簿記・原価計算及び会社会計	実践的な建設業簿記、基礎的な建設業原価計算を修得し、決算等に関する実務を行えること。
3 級	建設業の簿記・原価計算	基礎的な建設業簿記の原理及び記帳並びに初歩的な建設業原価計算を理解しており、決算等に関する初歩的な実務を行えること。
4 級	簿記のしくみ	初歩的な建設業簿記を理解していること。

4. 試験日の時間割・試験時間等

試験日の時間割・試験時間・出題数は下表の通りです。

【下期】

時間割	1時限目	2時限目	3時限目
試験級 (試験時間・出題数)	1級財務諸表 (9:30~11:00・5題)	1級財務分析 (12:00~13:30・5題)	1級原価計算 (14:40~16:10・5題)
	4級 (9:30~11:00・4題)	3級 (12:00~14:00・5題)	2級 (14:40~16:40・5題)

5. 複数受験

1級は、1科目受験のほか、2科目または3科目の受験が可能です。また、「2級と3級」、「3級と4級」の組み合わせによる受験も可能ですが、これ以外の組み合わせによる複数受験（例えば1級各科目と2級の組み合わせ）はできません。

なお、複数の級・科目をお申し込みされる場合でも、申込書は1枚でお申し込みできます。

6. 試験地

全国主要都市で実施します。

7. 受験料（消費税込）

1級（1科目）……………	7,200円	1級（2科目）……………	10,300円
1級（3科目）……………	13,300円	2級……………	6,100円
3級……………	5,100円	4級……………	4,100円
2級・3級……………	11,200円	3級・4級……………	9,200円

※上記受験料のほか、「受験申込書」を入手されて申し込みされる場合は、申込書代として300円（消費税込）が必要となります。また、インターネットで申し込みされる場合は、申込書代は不要ですが、決済手数料として300円（消費税込）が必要です。

8. 申込方法

検定試験の申し込みは、以下の2つの方法があります。

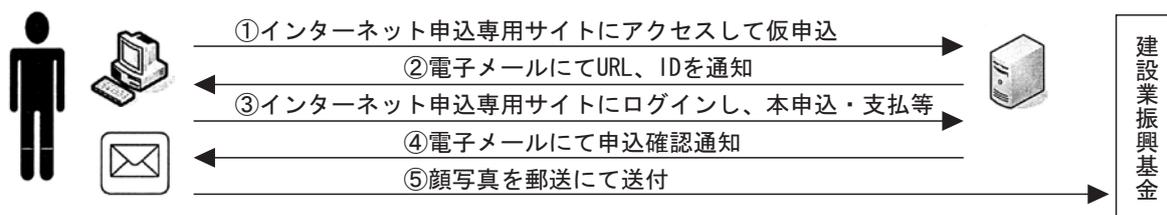
① インターネットによる申し込み

- ・E-mailアドレスが必要となります。
- ・支払方法はクレジットカード決済またはコンビニ決済のいずれかです。
- ・写真のみ普通郵便等で郵送（※写真送付免除の場合があります。詳しくは「9.写真送付の免除」をご覧ください）

② 「受験申込書」郵送による申し込み

- ・申込書の入手が必要です。
- ・支払方法は郵便局またはゆうちょ銀行での払い込みとなります。
- ・受験申込書・写真・振替払込受付証明書を「簡易書留」郵便にて郵送
（※写真送付免除の場合があります。詳しくは「9.写真送付の免除」をご確認ください）

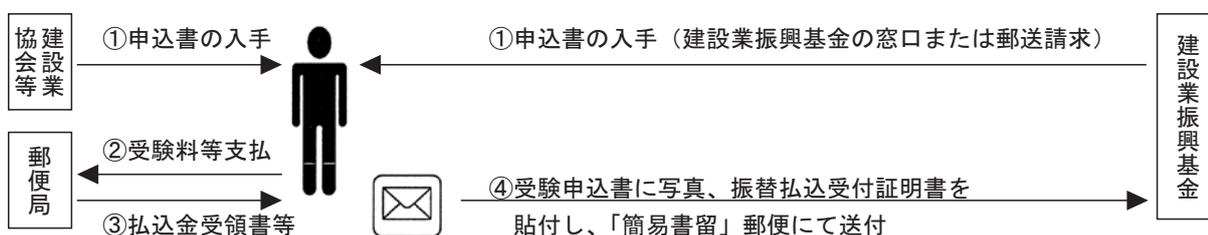
① インターネットによる申し込みの流れ



●申込期間〔下期試験：11月10日～11月30日〕

詳細は右記へ→<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/gyom2/>
又は→宮崎県建設業協会HP

② 「受験申込書」郵送による申し込みの流れ



申込書を下記要領で入手いただき、申込期間内に必要事項をご記入の上、当財団宛てに「簡易書留」郵便にてご郵送ください。なお、受験料のお支払いは申込書に添付している払込用紙を用い、郵便局またはゆうちょ銀行でのお支払いとなります。

●申込期間〔下期試験：11月10日～11月30日〕

(1) 窓口での入手

宮崎県建設業協会、各地区建設業協会の窓口（カウンター等）で下記の期間（土日・祝日・振替休日をのぞく）、配布しております。

配布箇所によっては、申込期限前に無くなってしまいう場合もございますので、お早めにお求めください。

●配布期間〔下期試験：10月25日～11月30日〕

●申込書代金（300円）は受験料と共に払い込みいただきますので、申込書入手時には不要です。

重要！ 申込の受付期間と配布期間は異なりますのでご注意ください。

(2) 郵送請求

上記窓口での入手が困難な方は、①受験申込書送付依頼書（次ページ）に必要事項をご記入の上、②送料分の切手と共に、当財団宛てにお送りいただければ、当方より申込書をお送りいたします。

●取扱期間〔下期試験：10月25日～11月22日（基金到着分迄）〕

●申込書代金（300円）は当方からお送りする申込書に添付している払込用紙を用い、郵便局またはゆうちょ銀行で受験料と共に払い込みいただきますので、申込書の郵送請求時には不要です。

【①及び②の送付先】

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12

(財) 建設業振興基金

建設業経理検定試験センター試験係

(下期試験：11月22日 当振興基金到着分迄)

※郵送請求の場合、申込書が届くのに1週間程度かかりますので、お早めにご請求ください。

申込書請求部数	送料（切手）
1部	140円分
2～3部	240円分
4～6部	390円分
7～13部	580円分
14部以上	宅配便の送料 着払いで送付

9. 写真送付の免除

平成18年度以降の検定試験の申込者は、写真の送付を免除いたします。この措置をお受けになりたい方は、申込の際に該当する「整理番号」が必要となります。「整理番号」は受験票あるいは合否通知に記載しています。

10. 1級科目合格の有効期限 1級科目合格に5年の有効期限

平成17年度までの 建設業経理事務士 1級科目 合格者	平成17年度までに合格した1級の科目は、〈第10回：平成23年9月11日実施〉まで有効です。以降は科目合格が消滅し、受験し直しとなりますので、ご注意ください。
平成18年度以降の 建設業経理士 1級科目合格者	科目合格通知書の交付日を基準日として、それ以後5年の間に行われる試験で、残りの科目をすべて取得すれば、1級建設業経理士となり、合格証明書が交付されます。

11. 本検定試験に関する問い合わせ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12

(財)建設業振興基金 建設業経理検定試験センター TEL 03-5473-4581

※以下のサイトで、検定試験、特別研修のご案内をしております。

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/gyom2/> 又は宮崎県建設業協会HPへ

12. 参考図書に関する問い合わせ・注文先

当財団では下記の参考書等を発行しています。

- ・建設業会計概説（1級：財務諸表・財務分析・原価計算、2級、3級）
- ・初歩の建設業会計（4級）

ご注文はこちらまで。→(株)建設産業振興センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-3-10

TEL 03-5408-1881 FAX 03-5408-1882

----- <切り取り線> -----

この依頼書と送料分の切手を期日までにお送り下さい。

下期試験：11月22日までに必着

— 受験申込書送付依頼書 —

受験申込書 送付先住所	〒 _____		
※勤務先に送付する場合は、会社名やビル名を必ず記入してください。			
お名前	_____ 様		
カナ氏名	_____		
電話番号 (日中ご連絡先)	_____	_____	
申込書請求部数	部	送料(切手)	円分

太枠内を宛先として申込書をお送りします。

内容に不明な点があった場合に、お問い合わせ可能な電話番号をご記入ください。

申込書の請求部数及び送料(切手)をご記入ください。申込書代金は後払い(受験料と共に払い込み)のため不要です。

(財) 建設業福祉共済団からのお知らせ

育英奨学金後期分 32,610,000 円、266 名に給付 !!

《後期分266名に給付》

共済団は11月4日、平成23年度の育英奨学金の後期分（平成23年10月～平成24年3月まで）として要保育児17名、小学生62名、中学生59名、高校生69名、大学生等59名の計266名に対し32,610,000円を給付しました。

《育英奨学金制度とは》

この制度は、「社会有用の人材育成を通じ建設業の発展に資すること」を目的として昭和60年から実施され、現在までに奨学生の延べ人数は6,586人、累計給付額は11億9,903万円余となっています。

奨学金は、業務災害または通勤災害により、死亡、身体障害1～3級、傷病1～3級に該当し、建設共済制度の共済金支払い対象となった被災者の子に対して給付されるもので、保育期間および小学校から大学までの在学期間中、継続して給付しています。

なお、共済団の奨学金制度は他の奨学金制度との併用も可能で、返済は不要です。

◎給付額は以下のとおりです。

・ 要保育児 ……………	月額	12,000円	年額	144,000円
・ 小学生 ……………	月額	12,000円	年額	144,000円
・ 中学生 ……………	月額	16,000円	年額	192,000円
・ 高校生 ……………	月額	18,000円	年額	216,000円
・ 大学生等 ……………	月額	39,000円	年額	468,000円

◎要保育児および奨学生の対象であるにもかかわらず手続きがお済みでない場合は、随時受け付けておりますので共済団までご連絡下さい。

資料請求や掛金試算もできます。ご利用ください。

URL→<http://www.kyousaidan.or.jp/>

◎お問い合わせは、下記までご連絡ください。

(社) 宮崎県建設業協会 TEL 0985-22-7171
(財) 建設業福祉共済団 TEL 03-3591-8451

- 建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主(契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加算。

建設共済

法定外労災補償制度

おまかせください!

労災上乘せ補償から、
奨学金まで。



財団法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■ 取扱機関：(社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橋通東2-9-19

TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

「建設共済」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

Tel.03-3591-8451

<http://www.kyousaidan.or.jp/>